第十号書式及び第十一号書式　削除

（財政融資資金預託金取扱規則の一部改正）

第二条　財政融資資金預託金取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第七号中「接続した電子情報処理組織」の下に「又は財務省理財局長が財政融資資金預託金に関する事務を処理するため、財政融資資金預託金を取り扱う法人等に設置される入出力装置と財務省理財局に設置される電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」を加える。

第四条の二中「次条」を「第五条」に改め、「その旨」の下に「及び別表第一号の二書式による預託金証書（以下単に「預託金証書」という。）の受領方法（日本銀行からの書面による受領又は財務省理財局長からの送信による受領をいう。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（預託金証書の発行の指示等）

第四条の三　財務省理財局長は、前条、第八条の二第一項、第十五条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十条第二項の規定により通知された預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては日本銀行に預託金証書の発行の指示をするものとし、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては担当者に預託金証書を送信するものとする。

第五条第一項中「及び別表第一号の二書式による預託金証書」を削り、同条第二項中「及び預託金証書」を削り、同条に次の一項を加える。

3　前二項の場合において、担当者は、第四条の二の規定により通知した預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては預託金証書の交付を、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては預託金証書の送信を、受けなければならない。

第六条中「及び預託金証書」を削り、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、担当者は、第四条の二の規定により通知した預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては預託金証書の交付を、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては預託金証書の送信を、受けなければならない。

第七条中「及び預託金証書」を削り、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、担当者は、第四条の二の規定により通知した預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては預託金証書の交付を、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては預託金証書の送信を、受けなければならない。

第八条中「当該取引店が日本銀行本店である場合においては領収証書及び預託金証書の交付を、日本銀行支店又は代理店である場合においては領収証書及び預託金証書の送付を、」を「領収証書の交付を」に改め、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、担当者は、第四条の二の規定により通知した預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては預託金証書の交付を、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては預託金証書の送信を、受けなければならない。

第八条の二第一項中「別表第二号書式に準じた財政融資資金預託金払込書を財務省理財局長に提出」を「財務省理財局長に別表第二号書式に準じた財政融資資金預託金払込書を提出するとともに、預託金証書の受領方法を通知」に改め、同条第三項中「日本銀行本店から預託金証書の送付を」を「第一項の規定により通知した預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては預託金証書の送付を、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつて」を加える。

第九条第二項中「当該取引店が日本銀行本店である場合においては預託金証書の交付を、日本銀行支店又は代理店である場合においては預託金証書の送付」を「第四条の二の規定により通知した預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合であつて当該取引店が日本銀行本店である場合にあつては預託金証書の送付を、日本銀行支店又は代理店である場合にあつては預託金証書の受領方法が財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつて」に改める。

第十三条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条中「返還」の下に「又は送信」を加える。

第十五条第一項中「その旨」を「別表第三号の二書式の財政融資資金預託金組替請求書を提出するとともに、新たな預託金証書の受領方法」に改め、同条第二項中「前項の通知をした」を「第一項の財政融資資金預託金組替請求書を提出した」に、「別表第三号の二書式の財政融資資金預託金組替請求書に、組替済の旨を記載し記名なつ印を行つた預託金証書を添えて日本銀行本店に提出し、新たな預託金証書の交付を」を「同項の規定により通知した新たな預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては新たな預託金証書の交付を、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては新たな預託金証書の送信を、」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　財務省理財局長は、前項の財政融資資金預託金組替請求書の提出があつたときは、その旨を日本銀行本店に通知しなければならない。この場合において、前項の規定により通知された預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては、あわせて、新たな預託金証書の作成に必要な事項を通知しなければならない。

第十八条第一項中「別表第五号書式による財政融資資金預託金更新請求書を財務省理財局長に提出」を「財務省理財局長に別表第五号書式による財政融資資金預託金更新請求書を提出するとともに、新たな預託金証書の受領方法を通知」に改め、同条第二項中「あつたとき」の下に「であつて、前項の規定により通知された預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつて」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の財政融資資金預託金更新請求書を提出した担当者は、更新しようとする日に同項の規定により通知した新たな預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては新たな預託金証書の送付を、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては新たな預託金証書の送信を、受けなければならない。

第十九条第一項中「別表第五号の二書式による財政融資資金預託金更新及び統合請求書を財務省理財局長に提出」を「財務省理財局長に別表第五号の二書式による財政融資資金預託金更新及び統合請求書を提出するとともに、新たな預託金証書の受領方法を通知」に改め、同条第二項中「あつたとき」の下に「であつて、前項の規定により通知された預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつて」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の財政融資資金預託金更新及び統合請求書を提出した担当者は、統合しようとする日に同項の規定により通知した新たな預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては新たな預託金証書の送付を、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては新たな預託金証書の送信を、受けなければならない。

第二十条第二項中「別表第五号の三書式による財政融資資金預託金更新及び分割請求書を財務省理財局長に提出」を「財務省理財局長に別表第五号の三書式による財政融資資金預託金更新及び分割請求書を提出するとともに、新たな預託金証書の受領方法を通知」に改め、同条第三項中「あつたとき」の下に「であつて、前項の規定により通知された預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつて」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第二項の財政融資資金預託金更新及び分割請求書を提出した担当者は、分割しようとする日に同項の規定により通知した新たな預託金証書の受領方法が日本銀行からの書面による受領の場合にあつては新たな預託金証書の送付を、財務省理財局長からの送信による受領の場合にあつては新たな預託金証書の送信を、受けなければならない。